

答申第2号（諮問第2号）

答 申

審査請求人 ○○○○○
○○ ○○

実施機関 長浜市

第1 審査会の結論

長浜市が、「口頭意見陳述の音声データ」を不開示とした個人情報不開示決定は妥当であり、審査請求人が行った審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、「長浜市が行った令和3年度市民税・県民税の課税に関する処分についての審査請求において、令和3年11月16日に実施された口頭意見陳述の音声データ」（以下「本件音声データ」という。）の長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号。以下「条例」という。）第12条第1項に基づく個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、長浜市（以下「実施機関」という。）が令和4年4月15日付け長審第2号で行った個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消し及び本件音声データの開示を求めたものである。

第3 実施機関の弁明要旨

本件音声データは、口頭意見陳述記録作成のために一時的に作成された電磁的記録であって、当該記録作成後に削除されたことにより不存在である。

第4 審査請求人の本件処分に対する主張

審査請求人が、審査請求書、意見書（反論書）及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件音声データは、公文書であるから、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）に基づき保存されているはずである。
- (2) 令和3年11月16日（口頭意見陳述実施日）及び同年12月15日に本件音声データ及び議事録の閲覧等を審理員に対して求めたが、閲覧等の決定はなされずに審理手続が終結となり、本件音声データも削除したとしている。
- (3) 審理員が作成した口頭意見陳述記録には、審査請求人が思う重要なキーワードが抜けており、このことから、音声データは議事録と照合するために必要であるので、廃棄することがあってはならない。
- (4) 本件処分を取り消し、不開示とされた本件音声データの開示を求める。

第5 審査会の判断

1 本件音声データについて

- (1) 本件音声データは、口頭意見陳述の記録作成のために、そのやりとりを記録したものである。
- (2) 審理員は、口頭意見陳述での発言が公にされると率直な意見を述べることができなくなるおそれがあるとして、審査請求人による録音を認めなかった。
- (3) 審査請求人は、本件音声データについて、令和3年11月16日（口頭意見陳述実施日）及び同年12月15日に審理員に対して開示を求めていたが、開示されなかったため、令和4年4月1日に個人情報開示請求書を提出した。
- (4) 審理員が管理する本件音声データは、口頭意見陳述記録が令和3年11月中旬に作成され、統括審理員の確認により令和4年3月中旬にその内容が確定したことをもって削除されたことから、本件開示請求のあった令和4年4月1日時点において存在していなかった。

2 本件音声データを削除するに至った経緯等について

実施機関によると、本件音声データを削除するに至った経緯及び理由は次のとおりである。

- (1) 実施機関において、音声データは、記録作成のための補助的なものとして一時的に使用するものであることから、保管が必要とされるのは記録が完成するまでであり、記録内容の確定後は音声データについての統一的な管理ルールが明確でないため、実施機関の個別の判断により削除又は保管をしているものである。
- (2) なお、音声データについては、原則として個人情報に該当するため、条例第11条第3項本文の「実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」という規定に基づき、実施機関において、使用目的を達成し不要になった場合や事実確認のため利用する可能性がない場合は削除するよう周知している。
- (3) 審理員が管理する本件音声データは、口頭意見陳述の内容を記録できたことをもって、使用目的を終えたと審理員が判断したことから削除されたものである。

3 本件音声データの公文書該当性について

審査請求人は、本件音声データが公文書に該当すると主張するので、以下この点について検討する。

- (1) 条例第2条第1号で引用する長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号は、「公文書」の定義について、「実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録(中略)であって、実施機関が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。」と定めている。
- (2) このうち、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であると解され、本件

音声データはこれに該当する。

- (3) また、「実施機関が組織的に用いるものとして管理しているもの」に該当するかであるが、口頭意見陳述記録の作成前においては、本件音声データが口頭意見陳述記録の作成に使用するために審理員と統括審理員の間で共有するものとして保管され、統括審理員による確認も行われていたことからすれば、本件音声データはこれに該当すると考えられる。
- (4) しかしながら、口頭意見陳述記録の作成後においては、本件音声データは使用目的が達成され、今後使用する可能性がなくなっており、実施機関としては必ずしも保管するものとはされていないのであるから、「実施機関が組織的に用いるものとして管理しているもの」とはいえない。
- (5) したがって、口頭意見陳述記録の作成後における本件音声データは、情報公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当せず、条例第2条第1号の公文書であるということができない。

4 結論

当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

審理員が管理する本件音声データは、審理員が口頭意見陳述記録を作成した後、本件開示請求時には削除されていたと認められる。また、本件音声データは口頭意見陳述記録作成後において、条例第2条第1号の公文書であるということができないのであるから、実施機関が削除により不存在であると判断したことにも合理性がある。

したがって、実施機関が本件音声データの削除済みによる不存在を理由として不開示とした本件処分は、妥当である。

第6 付言

当審査会の判断は以上のとおりであるが、音声データの取扱いについて、組織的に判断するためのルールの整理・整備をするよう実施機関に求める。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

日 時	内 容
令和4年5月10日	・ 諮問書及び実施機関の弁明書の受理
令和4年6月22日	・ 審査請求人からの意見書提出
令和4年7月1日	・ 審議
令和4年7月29日	・ 口頭意見陳述の実施、審議
令和4年9月13日	・ 答申

令和4年9月13日

長浜市個人情報保護審査会
会 長 南 川 諦 弘